

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十一年七月九日

広島県西部農林水産事務所長 吉野 栄 作

安芸高田市				事業主体
東城地区	法恩地区 法恩地井才田地区 法恩地区	下土師地区	篠原地区	地区名
農業用用水施設整備事業	区画整理事業	農用地造成事業	区画整理事業	事業名
平成一七年三月二五日	平成一九年三月三〇日	平成一三年八月二一日	平成一四年三月二九日	完了年月日